

市職員の給与、勤務条件など人事に関する状況をお知らせします

「地方公務員法第58条の2」および「苦小牧市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条」の規定に基づいて、人事行政の運営状況と公平委員会の業務状況を公表します。

詳細 人事課 ☎ 6183

任用の状況

1 職員数

区分	職員数(人)		対前年増減(人)	区分	職員数(人)		対前年増減(人)		
	17年度	16年度			部門	17年度		16年度	
一般行政部門	議会	13	13	0	特別	教育	218	223	△5
	総務	219	254	△35	行政	消防	210	211	△1
	税務	77	77	0	部門	小計	428	434	△6
	民生	206	208	△2	公営企業等会計部門	病院	385	367	18
	衛生	133	141	△8		水道	94	98	△4
	労働	6	7	△1		交通	67	84	△17
	農林水産	7	8	△1		下水道	77	81	△4
	商工	25	23	2		その他	103	97	6
	土木	136	137	△1		小計	726	727	△1
	小計	822	868	△46	合計	1,976	2,029	△53	

職員の数値は「苦小牧市職員定数条例」で定められています。平成17年4月1日現在の職員数は1,976人で、平成16年4月1日と比較して53人の減となっています

2 採用者数と退職者数(平成16年度)

退職	採用		
	100(2)	66(18)	一般部局
		市立総合病院	14
		教育委員会	3
		49	

()は再任用職員の外数

※採用は平成16年4月1日付け新規採用者退職は平成16年4月1日から17年3月31日までの退職者

勤務時間その他勤務条件の状況

1 一般職員の勤務時間

週38時間45分

月～金曜日	土曜日	日曜日
勤務時間	8時45分～17時15分	
休憩時間	12時15分～13時	
休憩時間	12時～12時15分	

※右表は本庁勤務の場合。2交代や3交代の場合は週38時間45分を原則に割り振りの場合は週38時間45分を原則に割り振り
※休憩時間とは、労働基準法で定められている疲労回復のための時間。休憩時間とは、一定時間連続した勤務の間の能率向上のための時間
2 年次有給休暇平均取得日数(平成16年度) 11.3日(1年度20日付与、現年度分のみ20日を限度に繰り越しが可能)

3 育児休業、介護休暇取得数(平成16年度)

育児休業	介護休暇	
	男性	女性
0	0	0
18	0	0
18	0	0

分限および懲戒の状況

(平成16年度)

戒告	減給	停職	免職	分限処分者数	
				懲戒処分者数	分限処分者数
15	5	0	1	0	0
0	0	0	12	0	12
計	21	0	13	0	12

サービスの状況

取り組み	内容	周知方法など
網紀保持など	網紀の保持、安全運転の励行と交通事故の防止などの徹底	所属長または職員に対する5回の通知
公務員倫理	市民の信頼を損なう不祥事や発防止と市民の信頼回復を図る高い倫理の形成など	管理職203人を対象にした公務員倫理研修と、その受講管理職の実施

サービスの根本基準
すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ(地方公務員法第三十条)。

1 研修の状況(平成16年度)

区分	受講者数	内容	
職場外研修	基本研修	387	新採用基礎・継続、一般職員Ⅰ～Ⅲ、監督者Ⅰ～Ⅲ、管理者Ⅰ～Ⅱなど
	特別研修	1,092	公務員倫理、任用替え、クライシス・マネジメント、普通救命講習会、パソコン、経理実務など時宜に合った研修、専門・実務的知識の取得、市長と語る
	研修専門機関研修	28	市町村職員中央研修所、全国建設研修センター、北海道自治政策研修センター
	その他	9	国内都市派遣、民間企業などへの派遣
職場研修	集合研修	—	88職場989件(各職場内で企画実施)
	派遣研修	724	67職場(道開発局、統計業務講習会、産業看護研修など)
自主研修	65	通信教育、自主研究グループ	

2 勤務成績の評定の状況
4月、7月、10月、1月の年4回、吏員昇任(現在の級よりも上位の級に任命すること)の対象者に対し、上司による評価を行っています

研修および勤務成績の評定の状況

また職員には
●法令などと上司の職務上の命令に従う義務
●信用失墜行為の禁止
●秘密を守る義務
●職務に専念する義務
●政治的行為の制限などに関する規定の遵守、が求められています

福利給上の利益の保護の状況

- 1 厚生制度
職員住宅の貸し付け、保健室、休憩室の設置、健康診断の実施、作業服などの貸与、保養所のおつせん、スポーツ大会の開催、サークルへの助成、結婚祝い金などの給付、生命保険などの団体取り扱い
- 2 共済制度
職員またはその被扶養者の病気などによる健康保険、年金の給付、貸し付けなどの福祉事業
- 3 災害補償制度
職員が公務上の災害を被った場合の救済を目的とするもの。

平成16年度の公務上の災害件数 26件、公務災害26件、通勤災害3件

公平委員会等の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況 (件)

係属件数		
前年度から繰り越し	新規要求	計 A
0	1,117	1,117
処理件数		
却下	取り下げ	全部否認
3	1,068	0
一部否認	全部容認	計 B
0	0	1,071
翌年度への繰り越し		
A - B = 46		

(平成16年度)

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市の当局から適当な措置が取られるよう公平委員会に対して要求できます
※平成17年5月25日に翌年度繰り越しの46件を取り下げとして処理しました

2 不利益処分に関する不服申し立ての状況 (件)

係属件数		
前年度から繰り越し	新規申し立て	計 A
0	0	0
処理件数		
却下	取り下げ	処分承認
0	0	0
処分修正	処分取り消し	計 B
0	0	0
翌年度への繰り越し		
A - B = 0		

(平成16年度)

※職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関し、市公平委員会に不服の申し立てができます

給与の状況

苦小牧市職員の給与、手当について6ページから7ページにかけて、公表します

一般行政職の初任給と経験年数・学歴別平均給料月額

職員の初任給は、民間企業の水準を考慮して決められている国家公務員の初任給を参考に定められています。経験年数・学歴別の平均給料は下表のとおりです

区別	経験年数	初任給	経験年数		
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
大学卒	苦小牧市職員	170,700円	295,300円	333,600円	385,500円
	国家公務員 I種		※	※	※
	II種	184,400円 170,700円	308,300円	364,300円	415,500円
高校卒	苦小牧市職員	138,800円	249,300円	297,600円	355,600円
	国家公務員	138,800円	247,800円	305,800円	356,100円

※はI種、II種平均 (平成17年4月1日現在)

職員給与の支給状況

職員給与は、職員に支給される毎月の給料と、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外手当などの諸手当、民間企業の賞与にあたる期末・勤勉手当などを合わせたものです

職員数 (A)	給 与 額				1人当たり給与年額 (B/A)
	給料	諸手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人 (16)	千円	千円	千円	千円	千円
1,287	5,517,639	1,129,763	2,191,884	8,839,286	6,783

※諸手当には退職手当を含まない (平成16年度一般会計決算)
※()内は、再任用短時間勤務職員で外書き、1人当たりの給与年額はその数を含む

職務級別平均給料月額 (一般会計)

職員の給料月額は、職務の複雑・困難・責任の度合いに応じて級別に分類され、給料表によって定められています

職務	事務員 技術員	主事 技師	主事(高度) 技師(高度)	係長 主査 主任	課長補佐 係長(困難) 主任(困難)	課長 主幹	次長	部長	計
給料表の適用級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
職員数 (構成比)	31人 (2.5%)	208人 (16.7%)	150人 (12.0%)	72人 (5.8%)	581人 (46.5%)	169人 (13.5%)	21人 (1.7%)	16人 (1.3%)	1,248人 (100%)
平均年齢	21歳4月	28歳3月	36歳11月	43歳3月	52歳3月	56歳3月	56歳3月	57歳6月	45歳9月
平均給料月額	153,409円	219,186円	301,762円	355,315円	407,409円	432,069円	449,147円	467,281円	358,835円

(平成17年4月1日現在)

期末・勤勉手当の支給割合

民間企業の賞与にあたる期末・勤勉手当は、給料と扶養手当の合計を基礎にして定められています

区 分	苦小牧市職員		国家公務員	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月	1.65月分	0.45月分	1.40月分	0.7月分
12 月	1.80月分	0.50月分	1.60月分	0.7月分
計	3.45月分	0.95月分	3.00月分	1.4月分

※職務の級などに応じた加算措置がある（平成17年4月1日現在）

主な諸手当の支給状況

区分	支給基準		月 額	
			苦小牧市職員	国家公務員
扶養手当	配偶者		13,900円	13,500円
	子・父母等 1人目	配偶者が扶養親族である場合	6,200円	6,000円
		配偶者が扶養親族でない場合	6,500円	6,500円
		配偶者がいない場合	11,000円	11,000円
	2人目		6,200円	6,000円
	3人目以下		5,000円	5,000円
16歳から22歳までの子の加算		5,000円	5,000円	
住居手当	借家など支給対象家賃額 (市)7,001円以上 (国)12,001円以上		1,000円 ～ 27,000円	100円 ～ 27,000円
	持 家		8,500円	2,500円
通勤手当	自家用車などの利用者	距離(片道)	1.5km以上	2.0km以上
		金 額	2,500円 ～ 24,500円	2,000円 ～ 24,500円
	交通機関利用者限度額		55,000円	55,000円

(平成17年4月1日現在)

区 分		全 職 種	
特殊勤務 手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		51.0%
	支給対象職員1人当たりの平均支給年額		37千円
	手当の種類(手当数)		21種
	代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	業務手当 隔日勤務手当 救急業務手当 屋外業務手当
時間外勤務 手当	15年度	支給総額	281,044千円
		職員1人当たり支給年額	225千円
	16年度	支給総額	246,282千円
		職員1人当たり支給年額	223千円

(平成16年度一般会計決算)

特別職の給料など

特別職の給料・報酬は市議会の審議を経て「苦小牧市特別職の職員の給与に関する条例」で定められています。財政健全化緊急対策などにより、平成12年1月より減額措置を行っており、平成15年12月1日から平成18年3月31日までの間に限り給与月額は、市長30%、助役20%、収入役及び常勤監査委員10%の減額となっています

区 分	苦小牧市(月額)		道内市平均(月額)
	市 長	助 役	収入役
給 料	市長	686,000円	958,694円
	助役	640,000円	798,968円
	収入役	612,000円	693,880円
報 酬	議 長	520,000円	619,175円
	副議長	480,000円	556,100円
	議 員	440,000円	510,575円

※道内市平均とは人口10万人以上の市（平成17年4月1日現在）

ラスパイレス指数(給与水準)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料水準を100とした場合における地方自治体職員の給料水準を示したものです。本市は、平成16年4月現在96.8となり平成15年度から1.7ポイント減となっています。下表は全国、道内の市との比較です

区 分	平成14年	平成15年	平成16年
苦小牧市	99.4	98.5	96.8
道内10万都市平均	100.2	99.5	96.8
全国地方公共団体	100.6	100.1	97.9

退職手当の支給状況

退職手当の支給割合は、勤続年数や退職理由により下表(表1)のとおり定められています。平成16年度の退職者数と平均支給額は下表(表2)のとおりです

(表1)

勤続年数	苦小牧市職員		国家公務員	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
20年	21.00月分	27.30月分	21.00月分	27.30月分
30年	41.25月分	51.48月分	41.25月分	51.48月分
35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

(平成17年4月1日現在)

(表2)

退職理由	人数	平均支給額
自己都合	27人	3,710千円
勸奨・定年	64人	26,450千円

※人数は退職手当の該当者数

(平成16年度決算)

業務手当＝医療、消防に従事する職員への手当など
隔日勤務手当＝隔日勤務の消防職員への手当
救急業務手当＝救急隊員などへの手当
屋外業務手当＝3時間以上の屋外業務への手当